

青森県りんご経営安定対策事業
業 務 方 法 書

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会

目 次

第1章	総則	1
第2章	交付準備金の造成及び管理	1
第1節	総則	1
第2節	青森県りんご緊急需給調整対策事業	2
第3節	青森県りんご経営安定対策事業	5
第3章	雑則	7
実施細則		9

関係様式

第2章第2節	青森県りんご緊急需給調整対策事業	12
第2章第3節	青森県りんご経営安定対策事業	28

青森県りんご経営安定対策事業業務方法書

平成19年5月 2日制定
平成19年9月 5日承認
平成22年8月19日承認
平成23年9月12日承認
平成25年7月31日承認
平成26年7月 4日承認
平成29年7月 4日承認

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会（以下「本協会」という。）定款第3条の規定に基づき、本協会が行う青森県りんご経営安定対策事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 本協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、県、市町村等の関係機関との緊密な連携の下に、その業務を公平かつ効率的に運営するものとする。

(業 務)

第3条 本協会は、定款第4条に基づく業務として、青森県りんご緊急需給調整対策事業実施要領（平成29年4月17日付け青り第48号）及び青森県りんご経営安定対策事業実施要領（平成29年4月17日付け青り第49号）に基づき、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 青森県りんご緊急需給調整対策事業（以下「需給調整事業」という。）及び青森県りんご経営安定対策事業（以下「経営安定事業」という。）の実施及びそれに必要な交付準備金の造成
- (2) 知事が必要と認める業務
- (3) 本条に定める業務に付帯する業務

第2章 交付準備金の造成及び管理

第1節 総 則

(交付準備金の造成及び管理)

第4条 本協会は、需給調整事業及び経営安定事業について第2節及び第3節に定めるところにより、負担金、補助金等により交付準備金を造成する。

2 造成された交付準備金は、需給調整事業と経営安定事業のそれぞれに以下の資金に区分して経理する。

- (1) 青森県りんご緊急需給調整対策事業資金
- (2) 青森県りんご経営安定対策事業資金

3 交付準備金は次に掲げる方法により管理する。

- (1) 理事会の議決を経て定めた金融機関への預金

(2) 理事会の議決を経て定めた国債及び地方債

- 4 交付準備金は、補てん金等の交付に充てる場合、事業終了時に負担金を払い戻しする場合及び補助金等を返還する場合を除き、これを取り崩さないものとする。
- 5 第2項の資金の運用により生じた果実は、資金ごとに特別事業資金として積み立てするものとする。
- 6 特別事業資金は、総会の議決を経て一般管理費に充当できるものとする。ただし、地方公共団体に係る当該資金は、交付準備金に繰り入れるものとする。
- 7 本協会は、補てん金を交付した者が、故意又は重大な過失により県の要領及びこの業務方法書の定めるところに違反した場合には、補てん金等の全部又は一部を交付しないものとする。この場合において、既に交付した補てん金等があるときは、当該補てん金等を返還させることができるものとする。

第2節 青森県りんご緊急需給調整対策事業

(事業の内容)

第5条 本協会は、12月末のりんごの在庫数量が一定量を上回る場合又は災害等不測の事態により消費地市場価格が短期間で低下すると想定される場合に、知事が別に定める「青森県りんご緊急需給調整検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において市場隔離の実施が決定された場合、出荷団体が市場出荷用に集荷した生食用りんごを加工原料用又は輸出用に仕向けた際の掛かり増し経費の一部について、青森県りんご緊急需給調整対策事業実施要領（以下「需給調整事業実施要領」という。）に基づき、補てん金を交付する。

(業務対象年間)

第6条 業務対象年間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とする。

(対象出荷期間)

第7条 対象となる出荷期間は、2月1日から3月末日までとする。

(対象出荷団体)

第8条 対象とする出荷団体は、全国農業協同組合連合会青森県本部及び青森県りんご商業協同組合連合会（以下「対象出荷団体」という。）とする。

(対象数量)

第9条 対象数量は、最大で5,500トンとする。

(補てん対象経費)

第10条 補てん対象経費は、加工仕向けに要する再選果の選果機利用及び運搬又は輸出仕向けに要する掛かり増し経費とする。

(補てん単価)

第11条 補てん単価は、1kgあたり20円とする。

(加工仕向先及び輸出仕向先)

第12条 対象となるりんごの加工仕向先及び輸出仕向先は、実施細則に定めるものとする。

(会費の納入)

第13条 需給調整事業の実施にあたっては、果樹対策事業に係る会費取扱要領に基づき会費を納入するものとする。

(交付に関する申込)

第14条 需給調整事業を実施するにあたり、対象出荷団体は業務対象年間の初年度の対象出荷期間前に実施細則に定める様式により本協会に申し込むものとする。

2 本協会は、前項の規定による申込を承諾したときは、遅滞なくその旨を対象出荷団体に通知するものとする。

(資金の造成単価)

第15条 資金の造成単価は1 kgあたり20円とする。

(資金の造成及び管理)

第16条 本協会は、需給調整事業において補てん金の交付に充てるため、対象出荷団体からの負担金、青森県及び市町村からの補助金により、青森県りんご緊急需給調整対策事業資金を造成し、管理を行う。

2 資金造成の額は、対象数量に資金の造成単価を乗じて得た額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 青森県100分の35

(2) 市町村100分の15

(3) 全国農業協同組合連合会青森県本部100分の25

(4) 青森県りんご商業協同組合連合会100分の25

3 業務対象年間に補てん金交付により交付準備金が減額となった場合は、最終年度を除き、減額分と同額を翌年度再造成するものとする。

(負担金の納付)

第17条 本協会は、需給調整事業の負担金納入について対象出荷団体に通知する。

2 前項の負担金の納付期限は、対象出荷期間前とし、その期日については、会長が定める日とする。

3 本協会は、対象出荷団体が納入期限までに負担金を納付しない場合には、当該納付期限の日から、その納付を完了した日の前日までの日数により、年利1.475パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができるものとする。

4 対象出荷団体は、本協会に納付すべき負担金と本協会が交付する補てん金とで、相殺することができないものとする。

(補助金の申請)

第18条 本協会は、青森県及び市町村に対して、それぞれが定める需給調整事業に係る補助金交付要綱等により、補助金の交付申請を行う。

(補てん金交付の基準)

第19条 補てん金交付の基準は、下記のいずれかに該当することとする。

(1) 12月末時点の全品種又は指定品種(ふじ、ジョナゴールド、王林)の在庫数量が過去5か年の中庸3か年平均を15%以上に上回った場合

(2) その他災害等予想外の事態により価格が短期で低下するなど対策を緊急的に実施する必要がある場合

2 前項第1号の在庫数量は、毎年度知事が算定し、本協会に通知する。

3 本協会は、県から通知された在庫数量について、対象出荷団体及び市町村に通知する。
(補てん金の交付)

第20条 補てん金交付の実施時期及び数量は、検討委員会が決定するものとする。

2 補てん金額は、検討委員会の決定に基づき、対象出荷団体が指定加工工場及び輸出に仕向けた実際の数量に補てん金単価を乗じて得た額とする。

3 仕向け先及び発動の手順は実施細則に定めるものとする。

4 対象出荷団体は、需給調整事業の完了後、実施細則に定める様式により本協会に申請するものとする。

5 本協会は、前項の申請内容を審査の上、補てん金を交付することが適当と認められる場合には、速やかに交付する。

6 対象出荷団体は、本協会より前項に基づき交付された補てん金が入金された場合は、速やかに補てん金を需給調整事業の実施りんご出荷者に交付するものとする。

7 対象出荷団体は、前項に基づき補てん金の交付が完了したときは、実施細則に定める様式により、速やかに本協会に対し交付の完了した旨報告するものとする。

(実績の報告)

第21条 本協会は、青森県及び市町村に対して、需給調整事業終了後、それぞれが定める需給調整事業に係る補助金交付要綱等により、実績報告書を作成し知事及び市町村長に提出する。

第3節 青森県りんご経営安定対策事業

(事業の内容)

第22条 本協会は、県産りんごの消費地市場販売価格が著しく低下した場合に、次年度の再生産に向け、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、青森県りんご経営安定対策事業実施要領(以下「経営安定事業実施要領」という。)に基づき、経営安定事業へ加入した生産者(以下、「加入生産者」という。)に対して補てん金を交付する。

(業務対象年間)

第23条 業務対象年間は、平成29年5月1日から平成32年8月末までとする。

(対象出荷期間)

第24条 対象となる出荷期間は、9月1日から翌年の5月末日までとする。

(対象生産者)

第25条 対象となる生産者は、50アール以上のりんごを栽培し、果樹共済に加入または1年以内に加入する本県在住の生産者とする。

(対象面積)

第26条 対象となる面積は、下限50アールから上限200アールまでとし、10アール単位で、生産者がりんご栽培面積の範囲内で選択するものとする。

(会費の納入)

第27条 経営安定事業の実施にあたっては、果樹対策事業に係る会費取扱要領に基づき会費を納入するものとする。

(加入申込期間)

第28条 加入申込期間は、平成29年8月末日までとする。

(加入に関する申込)

第29条 加入に関する申込の手続きは次によるものとする。

(1) 経営安定事業への加入は、個人又は法人加入によるものとする。

(2) 経営安定事業へ加入する生産者は、実施細則に定める様式により農業協同組合、公益財団法人青森県りんご協会及び県内の産地市場（以下「窓口団体」という。）に申込するものとする。

(3) 窓口団体は、生産者から提出された加入申込書が適切であると認められるときは、実施細則に定める様式により加入生産者別総括表を作成し、農業協同組合は全国農業協同組合連合会青森県本部へ、それ以外は公益財団法人青森県りんご協会へ提出するものとする。

(4) 全国農業協同組合連合会青森県本部及び公益財団法人青森県りんご協会は、実施細則に定める様式により窓口団体別総括表を作成し、本協会に提出するものとする。

2 加入生産者のうち果樹共済に1年以内に加入する者は実施細則に定める様式により果樹共済加入に係る確約書を提出するものとする。

3 平成28年度までの事業加入生産者が、継続加入し3年分の拠出金を一括造成することを選択する場合は実施細則に定める様式により一括造成に係る同意書を提出するものとする。

4 加入生産者は、業務対象年間途中で経営委譲したときは、実施細則に定める様式により加入者名義変更届を本協会に提出し経営安定事業を継続することができるものとする。

(資金の造成単価)

第30条 資金の造成単価は、1年あたり10アールあたり9,000円とする。

(資金の造成及び管理)

第31条 本協会は、経営安定事業において補てん金の交付に充てるため、加入生産者からの負担金、青森県及び市町村からの補助金により、青森県りんご経営安定対策事業資金を造成し、管理を行う。

2 資金造成の額は、加入面積に資金の造成単価を乗じて得た額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 青森県100分の35

(2) 市町村100分の15

(3) 加入生産者100分の50

3 業務対象年間内において、交付準備金から交付された補てん金相当額についての再造成は行わないものとする。

(負担金の納付)

第32条 本協会は、加入生産者の契約内容に基づき、負担金の額を定め、加入生産者に通知する。

なお、この通知内容について窓口団体に連絡する。

2 前項の負担金の納付期限は、会長が定める日とする。

(補助金の申請)

第33条 本協会は、青森県及び市町村に対して、それぞれが定める経営安定事業に係る補助金交

付要綱等により、補助金の申請を行う。

(契約の解約等)

第34条 加入生産者は、りんご園経営の停止や中断、本人の死亡等やむを得ない場合を除き、業務対象年間終了まで契約を解約できないものとする。

2 前項のやむを得ない場合における契約の解約に当たって、加入生産者は実施細則に定める様式により本協会に解約を届出るものとし、本協会はその加入生産者の造成資金の残額がある場合は、その残額を返還するものとする。

3 本協会は、第32条に基づき負担金の額を加入生産者に通知した後に、所定の期日までに負担金の納入がなかったときは、契約の解除を通知し、その加入生産者の造成資金の残額がある場合は、その残額を返還するものとする。

(補てん金交付の基準)

第35条 補てん金は、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の5中央卸売市場における事業対象出荷期間内のりんごの販売価格の加重平均価格（以下「平均価格」という。）が、キログラム当たり229円以下となった場合に、別表1の補てん単価に基づき交付するものとする。

2 前項の平均価格は、毎年度知事が算定し、本協会に通知するものとする。

3 本協会は、県から通知された平均価格について、加入生産者、窓口団体、全国農業協同組合連合会青森県本部及び市町村に通知する。

(補てん金の交付)

第36条 本協会は、平均価格を下回った場合、第36条第1項に基づき、加入生産者に対して補てん金を交付する。

ただし、補てん金額は加入生産者ごとの契約に基づく資金造成額の範囲内とする。

2 補てん金は、加入生産者の申出により受け取らないことができる。この場合、実施細則に定める様式により本協会に届出ることとし、交付準備金は、補てん金交付前の金額を維持するものとする。

(実績の報告)

第37条 本協会は、青森県及び市町村に対して、経営安定事業終了後、それぞれが定める経営安定事業に係る補助金交付要綱等により、実績報告書を作成し知事及び市町村長に提出する。

第3章 雑 則

(証拠書類の保存)

第38条 本協会は、交付準備金の造成、加入生産者への補てん金交付に用いた帳簿及び証拠書類は、その対策事業年度の終了の翌年から10年間保存しなければならない。

(業務方法書の変更及び実施細則の制定)

第39条 本協会は、この業務方法書を変更しようとする場合は、あらかじめ県知事の承認を得るものとする。

2 本協会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、実施細則を定めることができる。

付 則

(平成19年9月5日 青り第162号承認)

- 1 この業務方法書は県知事の承認した日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 交付に関する申込については、特例として10月末までに実施するものとする。
- 3 りんご緊急需給調整対策事業の初年度に納入すべき負担金の納入時期については、平成19年12月末日とする。

(平成22年8月19日 青り第129号承認)

- 1 この業務方法書は県知事の承認した日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(平成23年9月12日 青り第157号承認)

- 1 この業務方法書は県知事の承認した日から施行し、平成23年5月2日から適用する。
- 2 りんご緊急需給調整対策事業の初年度に納入すべき負担金の納入時期については、平成24年1月末日とする。

(平成25年7月31日 青り第132号承認)

- 1 この業務方法書は県知事の承認した日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

(平成26年7月 4日 青り第176号承認)

- 1 この業務方法書は県知事の承認した日から施行し、平成26年4月22日から適用する。

(平成29年7月 4日 青り第227号承認)

- 1 この業務方法書は県知事の承認した日から施行し、平成29年4月17日から適用する。

別表 1

経営安定事業 10 アールあたり補てん単価

(単位：円)

平均価格 (円/kg) 交付準備金 (造成額)	229～	226～	224～	221～	219～
9,000 円の場合	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
18,000 円の場合	9,000	13,500	18,000	18,000	18,000
27,000 円の場合	9,000	13,500	18,000	22,500	27,000